

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（特定建築物）</p> <p>第3条 条例第9条第1項の<u>市規則</u>で定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。</p> <p>(1)－(4) （略）</p> <p>（再生利用対象物の保管施設）</p> <p>第6条 条例第10条第2項の<u>市規則</u>で定める大規模な建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。</p> <p>(1)－(2) （略）</p> <p>2 条例第10条第2項の<u>市規則</u>で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(7) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（一般廃棄物の受入基準）</p>	<p>第2章 廃棄物の減量推進</p> <p>（特定建築物）</p> <p>第3条 条例第9条第1項の<u>市長</u>が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。</p> <p>(1)－(4) （略）</p> <p>（再生利用対象物の保管施設）</p> <p>第6条 条例第10条第2項の<u>市長</u>が定める大規模な建物は、次の各号のいずれかに該当する建物とする。</p> <p>(1)－(2) （略）</p> <p>2 条例第10条第2項の<u>市長</u>が定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)－(7) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（一般廃棄物の受入基準）</p>

第10条 条例第20条第1項の市規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1)－(3) (略)

(一般廃棄物保管施設の設置基準)

第11条 条例第21条第3項の市規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1)－(8) (略)

2 (略)

(設置等に係る縦覧の告示)

第28条 条例第23条の3第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等)

第29条の3 条例第23条の2の5第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

2－3 (略)

第10条 条例第20条第1項の市長が定める受入基準は、次のとおりとする。

(1)－(3) (略)

(一般廃棄物保管施設の設置基準)

第11条 条例第21条第3項の市長が定める基準は、次のとおりとする。

(1)－(8) (略)

2 (略)

(設置等に係る縦覧の告示)

第28条 条例第23条の3第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

(産業廃棄物の保管等に係る帳簿の記載事項等)

第29条の3 条例第23条の2の5第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

2－3 (略)

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第29条の4 (略)

2 条例第23条の2の6の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(5) (略)

3 (略)

(告示産業廃棄物の処分費用)

第30条 条例第33条第1項の市規則で定める費用は、10キログラムまでごとに58円とする。

2 (略)

(事前協議書の記載事項等)

第33条 条例第23条の7第2項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(8) (略)

2 条例第23条の7第2項の市規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1)－(9) (略)

(産業廃棄物の保管の場所における表示)

第29条の4 (略)

2 条例第23条の2の6の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(5) (略)

3 (略)

(告示産業廃棄物の処分費用)

第30条 条例第33条第1項の市長が定める費用は、10キログラムまでごとに58円とする。

2 (略)

(事前協議書の記載事項等)

第33条 条例第23条の7第2項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(8) (略)

2 条例第23条の7第2項の市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1)－(9) (略)

(説明会の開催)

第33条の2 (略)

2 条例第23条の8第1項の市規則で定める者は、関係地域内の土地の所有者、管理者、占有者その他市長が必要と認める利害関係者とする。

3 (略)

4 条例第23条の8第3項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(4)

5 条例第23条の8第3項の市規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)－(3) (略)

事業計画書の記載事項等)

第33条の5 条例第23条の11第1項の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

2 (略)

3 条例第23条の11第2項の市規則で定める書類は、次のとおりとする。

(説明会の開催)

第33条の2 (略)

2 条例第23条の8第1項の市長が定める者は、関係地域内の土地の所有者、管理者、占有者その他市長が必要と認める利害関係者とする。

3 (略)

4 条例第23条の8第3項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(4)

5 条例第23条の8第3項の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)－(3) (略)

(事業計画書の記載事項等)

第33条の5 条例第23条の11第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

(1)－(7) (略)

2 (略)

3 条例第23条の11第2項の市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) - (10) (略)

(産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更に係る協議の手続等)

第33条の6 (略)

2 条例第23条の14第2項において読み替えて準用する条例第23条の7第1項の市規則で定める変更は、次のとおりとする。

(1) - (2) (略)

3 (略)

4 条例第23条の14第3項において読み替えて準用する条例第23条の7第1項の市規則で定める変更は、次のとおりとする。

(清潔保持推進区域)

第44条 条例第24条第2項の市規則で定める事項は、当該清潔保持推進区域において実施する施策に係る事務所の所在地とする。

(事前協議を要する開発事業)

第45条 条例第34条の市規則で定める開発事業は、次に掲げる事業とする。

(1) - (2) (略)

(1) - (10) (略)

(産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更に係る協議の手続等)

第33条の6 (略)

2 条例第23条の14第2項において読み替えて準用する条例第23条の7第1項の市長が定める変更は、次のとおりとする。

(1) - (2) (略)

3 (略)

4 条例第23条の14第3項において読み替えて準用する条例第23条の7第1項の市長が定める変更は、次のとおりとする。

(清潔保持推進区域)

第44条 条例第24条第2項の市長が定める事項は、当該清潔保持推進区域において実施する施策に係る事務所の所在地とする。

(事前協議を要する開発事業)

第45条 条例第34条の市長が定める開発事業は、次に掲げる事業とする。

(1) - (2) (略)

(施行の細目)

第48条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

別表

区分		単位	金額
(略)	アンテナ	1本につき	200円
	(略)	(略)	(略)

様式

第5号様式 (略)

第6号様式 (略)

(施行の細目)

第48条 この規則の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

別表

区分		単位	金額
(略)	アンテナ	1本につき	200円
	衣類乾燥機	1台につき	700円
	(略)	(略)	(略)

様式

第5号様式 (略)

第6号様式 (略)